

## 平成28年度 第1回習志野市公民館運営審議会会議録

日時 平成28年7月14日(木)午後2時～4時

場所 袖ヶ浦公民館 1階 研修学習室

出席委員 小出委員 齋藤委員 山地委員 佐藤委員 川松委員 片岡委員  
小倉委員 河野委員

欠席委員 草野委員

出席職員 井澤生涯学習部長 齊藤生涯学習部次長 佐々木社会教育課長  
中村生涯学習部主幹  
関菊田公民館長 寄主大久保公民館長 松本屋敷公民館長 畔蒜実花公民館長  
田久保袖ヶ浦公民館長 長島谷津公民館長 妹川菊田公民館主幹  
藤崎新習志野公民館長  
早川資産管理課主幹

傍聴者 0人

委嘱状交付 生涯学習部長より

### 開会

1. 生涯学習部長挨拶
2. 審議会委員自己紹介
3. 職員紹介
4. 公民館運営審議会の職務について (菊田公民館長説明)

公民館運営審議会におきましては社会教育法に定められた審議会です。社会教育法20条から42条が公民館について書かれており、公民館運営審議会について29条、30条に定められています。

今回は、指定管理者制度の導入についてと、大久保地区公共施設再生事業で、大久保公民館、屋敷公民館、ゆうゆう館が統合されることになり、公民館に関する懸案事項がありますので、ご意見をいただきたいと思えます。

「習志野市教育機関の設置及び管理に関する条例」「習志野市公民館管理規則」の中にも審議会にすることがあり、会長、副会長を互選で選出していただく。構成について10名以内となっていますが、今回9名の方に委嘱させていただきました。任期については平成28年6月1日から平成30年5月31日までの2年間となります。

5. 会長及び副会長の互選について

会長 齋藤委員  
副会長 山地委員

## 6. 議事録署名委員選出

小出委員、佐藤委員

齋藤会長： 委員の皆様にお伝えすることがあります。この公民館運営審議会は、「習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針」に基づき、会議を公開としておりますのでご了承ください。

尚、本日の報告事項(2)指定管理者制度導入経過及び今後についてと(3)新習志野公民館のモニタリングの実施については、「習志野市情報公開条例第8条第4号、公開することにより率直な意見の交換若しくは中立性が不当に損なわれるおそれ、特定の者に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある」に該当すると思われることから非公開としますがいかがでしょうか。

(委員了承)

## 7. 議事

### (1)平成27年度公民館事業の実施状況について

齋藤会長： 平成27年度公民館事業の実施状況についてです。

菊田公民館長から説明をお願いします

菊田公民館長：平成27年度の事業の実施状況について説明します。

公民館運営審議会は、事業の実施状況、事業計画、大久保地区公共施設再生事業等の議題で審議会を2回開催。各公民館の「地区学習圏会議」は、地域行事や地域課題を取り上げ様々な学習を実施しています。

公民館の事業は、「家庭教育」「少年親子」「青年」「成人」「高齢者」「地域協働・文化活動」の6つの分野に分けてプログラムを組んでいます。

「家庭教育」については、幼児家庭教育学級、PTA家庭教育学級、育児講座等で、親が家庭教育について考えていただく。成人講座では「生きること死ぬこと」で、葬儀の現代事情などを学習。「市民企画講座」では戦争に関することをテーマに学習しました。高齢者では、7つの公民館全てが行っている「寿学級」があります。一年通した講座で、毎週水曜日様々なテーマを取り上げ学習しています。また、欠席した人の安否確認や公民館に来ることを楽しみにしている方もいて、高齢者対策になっていると思います。「地区学習圏会議」では森の音楽会を開催し、文化祭では、学習圏会議で学んだことを発表するというので、昨年は七年祭りについて発表しました。

大久保公民館長：「子ども伝統文化教室」では、日本の伝統文化である華道、茶道を体験しながら、礼儀作法について学びました。講師は大久保公民館を利用しているサークルの方々に協力していただきました。「民族音楽を楽しむ」では、世界の民族音楽を体験しながらその国の歴史や文化について学ぶということで、昨年度はインドネシアのバリ舞踊、日本の筑前琵琶を学びました。「時事問題講座」では、現代的な課題として環境問題を取り上げ水環境の現状と、将来への課題に分けて学習し環境への関心

を高めていただきました。大学との連携ということで、まちづくり講座の中で東邦大学と協力し、薬草園を見学し薬草の効能について学びました。

また、東邦大学のボランティア部、千葉工業大学のロボット教育サークルの学生に協力をいただき、「子ども講座」や「にんじんまつり」で活躍していただきました。

屋敷公民館長:「何でもトライ」ですが、親子で田植えや稲刈りなど野外活動、自然探索ということで、1年を通してお米ができるまでを学びました。成人講座の「エンジョイニューライフ」は、健康を意識してヨガや体幹トレーニング、心のケアを含めた講座を実施しました。「気軽に街歩き」講座ですが、昨年度は習志野市、船橋市、佐倉市を歩き地域を知るとともに健康づくりを図りました。「市民カレッジスタート編」は、屋敷小学校のボランティア監視員の方や習志野警察の方をお招きし、地域の防犯について講演をいただきました。「地区学習圏会議」では、子どもの参加を目的に、七夕まつり、みな友ライブ、餅つきかるた大会を実施し、多くの子ども達に参加していただきました。

実花公民館長:「子ども講座」の中で、子どもチャレンジ大会を6月15日、県民の日に毎年開催しています。実花小学校の体育館を使い、小学校の低学年、幼児を招き、体を動かすゲームを通して楽しんでいます。「チャリティーバザー」は、昭和56年度から34回開催しており、今年も6月5日にチャリティーバザーを行い、売上金を震災の被災地に寄付させていただきました。「ロビーふれあい事業」のサマーコンサートですが、平成27年度で34回目を迎えます。実花町会・東習志野8丁目町会が主催する音楽会で今年7月18日に開催する予定です。「地区学習圏会議」ですが、「波の伊八」を見学し南房総へ行きました。今年度も地元の人たちを交えバス研修の企画を立てています。

袖ヶ浦公民館長:今年袖ヶ浦は入居開始から50周年を迎えることになりました。神社や寺がない新しい街ということで、子どもたちに伝統行事を体験させたいという願いから「年末年始事業」があるのが大きな特徴です。具体的には学習圏会議、町会、学校一体となって行う行事が多いのですが、ライトアップセレモニー、ロビーコンサート、竹ぽっくりづくり、門松づくり、かるた大会、どんど焼き、節分豆まき大会があります。伝統的な行事が大きな特色で、それに加え盛り上げるのが和太鼓です。

谷津公民館長:谷津公民館では奏の杜が学区になっているので、家庭教育、少年親子、成人どの分野も募集が多くお断りすることが多いので、検討が必要と思っています。平成27年度の新しい事業といたしまして、「四季を楽しむ」「四季を歩く」を開催しました。「四季を楽しむ」では季節の和菓子をつくったり、「四季を歩く」では谷津を中心に習志野の四季を感じながら散策したり心身のリフレッシュをしました。「地区学習圏会議」では学校交流事業や子どもたちの工作教室、ちびっこクリスマス会、バラのまち音楽会などを行い、各学校と交流を深めまして、習志野市の基本計画の目標であります「やさしさで繋がるまち習志野」を体現するような活動をいたしました。

新習志野公民館長:新規事業についてお話しします。家庭教育の「2歳児学級(すくすく講座)」を前期後記で開催し、親子で読み聞かせや、紙コップの工作などを行いました。少年親子の「水の安全教室」ですが、千葉県国際総合水泳場で実施し人形を使い心臓マ

ッサージや着衣水泳などを学びました。千葉県国際総合水泳場はオーエンスが指定管理を受けている関係で場所を使用させていただきました。ただ、秋津、香澄の各小学校は着衣水泳を行っていたので、今後は内容を検討していきたい。「アウトドア体験」ですが、東金青年の家で実施、ほたるの観察、昆虫採集など1泊2日で実施いたしました。今後は大学が3つあるので「青年」を取り込みたいと思います。「千葉県歴史探訪」は波の伊八を見に歴史に興味のある方々20人と行きました。「クッキングザ おうちカフェ」は3日間開催し男の作る居酒屋料理を作りました。

菊田公民館長：7館合計で、130事業 252学級 845回の開催となります。

「公民館利用サークル・団体の状況」については公民館に登録している団体になりますので、すべての団体の数字ではありません。

齋藤会長：ありがとうございました。只今の説明について質問を受けたいと思います。

佐藤委員：公民館事業の寿学級についてですが、以前は寿学級生が自ら企画運営をしていくと聞いたのですが、最近はどうなのですか。

大久保公民館長：昔は毎週水曜日(月4回)行っていましたが、報償費が削減されていく中で、月3回を公で行い、残りの1回を自主的な運営に任せましょうということで始めました。公民館によっては回数に差はあります。4回目の部分については基本的に「寿まつり」に向けての自主練習にあてている部分が多いと思います。寿学級生自ら企画して運営するという部分については到達していないと思います。

佐藤委員：サークル数が減少しているとのことですが、何か原因はあるのですか。

菊田公民館長：サークル連絡協議会に加盟すると文化祭や公民館行事等への参加協力があり、一方では、加盟団体には年間を通じた安定的な活動の調整が図られることとなります。その中で、会費を納めることや文化祭等の行事には参加をしたくないという理由でサークル連絡協議会に加入していないサークルがあります。基本的にサークル連絡協議会に加入しているサークルに関しては、問い合わせがあった時に紹介をさせていただきます。高齢化によって消滅しているサークルもあります。

佐藤委員：減免の申請についてですが、「住民自治につながると認められる目的で使用するとき」の中で、「～市内各町会の連合組織が、その主たる目的で使用するとき」となっています。袖ヶ浦では自治会でやるときは、減免をしないで部屋を利用し、連合町会で使用するときは減免にしています。

各町会があると思うのですが、減免を認めているのか、いないのか聞きたい。

菊田公民館長：町会等の会議での貸し出しについては減免を認めています。それには条件があり、町会が連合町会に加盟をしている町会になります。

齋藤会長：以前、指定管理になるにあたり、仕様書を作るのに携わりました。

新習志野公民館の利用状況について報告いただきたいと思います。

新習志野公民館長：平成27年の4月から4つの新しいことを実施しました。

①祝日会館。②利用がなくても午後9時まで開館。③印刷機の利用が午後8時30分まで可能。④6月1日よりコピーサービスの開始。

夜間開館に至っては職員を常駐することにより申請書を受け付けることができます。

祝日開館についてですが、年間308日、祝日開館は17日(そのうち月曜日が5日)利用件数40件、利用人数816人(そのうち夜間7件、夜間利用者100人)キャンセルしたサークル22団体、21時までの夜間会館は年間614件、利用者8968人、夜間利用がなかった日24日(省エネウィーク12日間を除く)、利用サークルがない日に、講座の参加費支払いのための来館、電話の問合せ、トイレの借用等があった。利用者アンケートを実施しました。(252人)

・指定管理者になったの評価

よくなった 38.5%

おおむね良くなった 55.2%

・総合評価

満足 45.8%

やや満足 52.8%

と、高い評価をいただきました。

齋藤会長: 以前の話しでは、祝日が月曜日と重なると公民館の休館日が火曜日になり、一般人は平日なのに、公民館が休みということがあったと思います。祝日だから利用をする人、キャンセルするサークル、変則な公民館の休みに苦労しているサークルもあったと思います。実際、公民館運営審議会が出た問題なので説明していただきました。

齋藤会長: 次に報告事項に移ります。

報告事項(1)大久保地区公共施設再生事業の進捗状況について

本日は、資産管理課早川主幹にお越しいただいておりますのでお願いします。

早川主幹: 大久保地区公共施設再生事業の進捗状況について説明させていただきます。

先程、公民館長からそれぞれ公民館の運営の状況報告がありましたが、私も仕事上7つの公民館を回らせてもらい、それぞれその公民館の歴史や携わる人がたくさんいるということを確認しています。その上で、新しい公民館像を作っていくことも必要ではないかと思えます。指定管理者の導入もその一つかと思えますが、今回大久保地区も公民館の面で見れば新しい公民館像をとらえております。

<資料:「大久保地区公共施設再生事業の進捗状況について」に沿って説明>

早川主幹: 事業の位置づけは、習志野市の理念である「文教住宅都市憲章」に基づいて、位置付けられております。大久保地区の説明につきましては、昨年の7月と今年の3月公民館運営審議会でも説明させていただきました。今回大久保地区につきましては、全市民が利用する生涯学習の拠点として整備、新しい習志野市のまちづくりの第一歩として位置付けています。

基本理念として持続可能な文教住宅都市の実現。これまで習志野市を作り上げてきた文教住宅都市を継続し、そのうえで生涯学習の拠点機能を拡充するとともに、地域の活性化、より多くの方に利用していただく。

目的にある通り、多世代が交流し、地域コミュニティーが活性する場を目的に掲げています。具体的な施設の配置につきましては公民館、市民会館、図書館、勤労会館そして間を挟んで中央公園がありますが、それらを一体的に整備していく。

大久保公民館、市民会館は昭和41年に開館し半世紀が経っています。今の世の中は建物や物を大事に使う時代でしたので、当初は直して使うことを考えましたが、南側の駐車場に新築をする計画にしています。駐車場の場所については北館、仮称みらい創生館とエリア全体を名付けていますが、公民館、図書館、市民会館が入ります。

大久保図書館は比較的新しく、耐震性が図られているという観点から、リノベーションをして、建物をくっつけ一体的にします。今現在大久保公民館、市民会館の延床面積を1とするならば40%増にしていこう計画をしています。この後の公民館、市民会館は、民間事業者に土地を貸し付けて、民間事業者に事業を行っていただく。

定期借地権という定期に貸すということですが、期限が来たら市に返却するというところで、借地料を得ながら民間事業者に行なっていただくこととなります。この事業につきましてもよく問題になる「パチンコ屋になるのではないかな」や「変な施設が入るのではないかな」などと言われるところですが、そこには条件を付けています。このエリア一帯が生涯学習施設として位置付けていることから、生涯学習施設に寄与するもの。たとえば貸出スペース、カルチャーセンターなどがあるかもしれません。または、習志野市では非常に問題になっている若者(大学生)が定住しない、卒業すると出て行ってしまうということです。若者の定住の促進につながる業務、事業ということでシェアルームや賃貸マンションなどを考えています。また併せて児童施設など積極的に民間事業者に投げかけています。

また、市の建物が裏側になってしまうということもご懸念されると思いますが、一体的に建物を整備する中で景観または導線を配慮するよう求めています。景観といえばこの建物と同じように調和のとれた建物、動線でいえば大回りをしないように何らかの形で建物に接続するような動線を設けてほしい、それによって市民の利便性を損なわないように事業者は市と一体となった事業を行う計画をしています。

駐車場の集約についてですが、現在の駐車場は入口が危なく安全性の確保が課題であり、他の施設の駐車場が点在していることから、集約するよう新たに駐車場を設けて、動線を利用形態に分けて安全性を確保しようと考えています。

また、野球場については引き続き利用することにより、市の生涯学習の拠点、多世代が交流する賑わいの場にしたいと思っています。施設を作って提供されるサービスがどのようなことが行われるかというのが重要かと思えます。

提供されるサービスについて、「必須」と書いてあるものについては、民間事業者に必ず事業を行っていただく。たとえば市直営事業ということで、図書館、公民館には市の職員を常駐いたします。市の職員が実施する事業。ただし、定型的な業務は民間が実施、想定しているのはカウンター業務、諸室等の貸出業務などは民間に行っていただきます。市委託事業については、市がお金を出して民間業者にやっていただくことです。

施設公園の維持管理、或いは今回新しくプレイリーダーということで子どもたちが楽しく遊ぶ場を設け、そこにリーダーとなる者を配置しプレイパークを開催。駐車場駐輪場の管理、市がこれまで行ってきたことに加え新たにやってほしいサービスを、必ず民間

事業者に行っていただくと位置付けています。駅前の土地を貸すということについても、空地になってしまっはまちづくりとして多大な損害となりますので、必須で行っていただくという位置づけをしています。

「年金」を例にしますと、基礎年金と加算年金があり、必須の部分が基礎年金の部分。提案の部分が加算年金の部分となります。これは民間事業者さんに提案をしてもらって行っていただこうと思います。例えば、「フューチャーセンター」ですが、これは地域の方が集まって、地域の問題を解決するというような場が全国的に広がっています。そのようなものも習志野市に取り入れたらどうか。或いはホールでの自主事業。民間事業者が「このような事業をやりたい」というのであれば、やっていただく。このようなことはあくまでも私どもが考えた事例です。これは全部できることではありませんので、このエリア全体の事業を考えた中で、民間事業者のアイデアで事業を行っていただこうと考えています。また、「民間収益事業」ということで、市民の利便向上施設と言ってもいいかもしれませんが、市民アンケートの中でカフェ、書店、文具店等様々上がってきています。そのようなものを例示しながら民間事業者からの計画の中で提案をしてより良い事業をしていきたいと考えています。これはあくまでも事例ですので、今まで私どもがヒアリングしていますが、もっとすごいアイデアを提案してきます。

事業につきましては「PFI事業」として行います。PFIとはプライベート・ファイナンス・イニシアティブという訳です。習志野市としては初めてですが、議題にあがっています指定管理者と同じ民間活力の一手法です。しかし指定管理者の場合は、施設の維持管理、運営を行うというのが基本的な指定管理者の役割ですが、この場合は施設を建設し、その後施設を維持管理、運営をするという一括発注することです。また、指定管理者も行ってありますが、民間の創意工夫を発揮するというので、今回「PFI事業」を取り入れることにしました。

財政効果として期間は23年間に及びますが、4.4%。サービスの拡大部分ですが公民館では開館日を拡大したいと思っています。月曜日、祝日も開館するということに加えまして、開館時間の拡大です。現在、午前9時から午後9時までの開館時間になっていますが、夜は10時まで開館し朝につきましては7時から9時の間を選択制で拡大するという計画にしています。図書館についても蔵書数を拡大する。閲覧スペースを拡大する等サービスの充実を図っていきたいと考えています。

民間事業者に任せる期間は23年間。今年、事業者募集を行い年度末までに契約をしたいと思っています。契約後は設計、工事を3年間かけて維持管理を20年間行っていただく一括発注することです。これによって維持管理運営を考えた設計工事をしますので、効率的効果的な事業運営が行えると見込まれています。公民館につきましては、基本的に民間事業者に運営をしていただくのですが、公民館の核となる業務については市の職員が引き続き実施をする。講座の企画、市民からの生涯学習相談等これらは公民館の核となる業務であり、また市の生涯学習の方向性を決めていく役割を担っていますので、中心的な業務については市の職員が行うということ。今後は中央公民館、中央図書館として役割を果たしていく位置付けであります。

事業費についても3月議会で、23年間トータルで67億円を議決いただき、現在、これを上限に民間事業者と契約の手続きをしていくこととなります。事業の全体スケジュールと現在の施設の利用可能期限ですが、公民館、市民会館につきましては29年度、30年3月までは現状どおり利用可能。その後工事に入りますが、これから民間事業者が決まってから工期を決定していきます。その段階で工事日程を詳細に詰めて、いつから休館にするのか早めにお知らせしたいと思っています。新築してから引っ越しをしますので休館はなるべく短い期間になるよう考えています。現段階の想定では31年11月には新築した施設を興したいと思っています。また一方、この計画において集約される施設においては、市民の皆様のアイデアをいただきながら、新たな形態で事業の運営開始ができないか様々検討しているところです。具体的には、単純に売却するのではなく、市民の方からここで何が必要かどのような機能が必要かを昨年度まとめていただきましたので、それを元に何が残せるかどの様に行ったら運営ができるかということを検討していくところです。

平成28年度の実施する手続きにつきましては、「募集要項・要求水準書」等を6月に公表し事業者に募集を開始したところです。ポイントとしましては9月に参加表明書を受付、参加事業者に手を挙げていただき、10月には提案書ということで事業者の方から「このような事業をこのエリアで実施したい」という提案をいただきます。その後、委員会で検討し最終的に本年度中に事業契約に進めたいということです。

齋藤会長：ありがとうございました。只今の説明について質疑を受けたいと思います。

何かご意見や疑問な点、確認したいことなどありましたらお願いします。

山地委員：事業者を決める委員会が立ち上がっているということですが、どのようなものでどのように決まるのか教えてほしい。

早川主幹：事業者を選ぶために外部の委員会を設けまして、それは5月23日に一回目の会合を行いました。そして6月21日に2回目の会合を行いまして、それを受けまして6月28日に「仕様書」のようなもの「募集要項」という形なのですが、示しまして事業者に募集を開始しました。メンバーですが、HP等情報公開コーナーでも公開していますが、日本大学の広田教授、国土交通省公園緑地景観課長、千葉大学の竹内先生。

千葉大学の竹内先生は副学長であり図書館長をされており、社会教育の面からぜひ審査をいただきます。日本大学の広田先生は建築、運営の面から、国土交通省の方には公園の面からというようにそれぞれ専門分野から選んで審査を行っていくという状況です。

片岡委員：施設を改良していくという話ですが順序はできているのでしょうか

早川主幹：工事の順番ということでよろしいでしょうか。

資料の4になりますが、私どもは市民のためにも休館日を少なくするというのが理想だと思いますので、想定しているところは、今の駐車場のところに施設を建てるということを一番と考えています。併せて駐車場、南館(勤労会館)を整備していきます。

新しい施設が出来た後に、公民館を利用している方たちには、新しい施設に移動してもらい、その後に、現在の久保公民館市民会館は、民間の事業者に土地を貸出し、



民間事業者による事業が行われます。図書館に関しても新しい施設に移動していただき、空いたところを工事していくという順番で想定しているところです。

片岡委員：屋敷や藤崎も同じころ移動となるのですか。

早川主幹：資料の12番をご覧いただきたいのですが、これが同時並行で進めている図になりますけども、新しく新築するところにつきましては、31年の11月オープンを考えています。屋敷公民館が終えるのは32年の3月と考えています。今時点の考えといたしましては、新しい施設ができてから、みなさんがすぐ移動するというのはなかなか難しいのではないかと思います。そこで私どもは経過期間が必要と考えまして、31年の11月から屋敷公民館がなくなるまで4ヶ月ありますので、その期間に移行するように考えています。

佐藤委員：PFI事業というのは経費を安く上げ、サービスは拡大させるというような理想的なことですが、それによって民間事業者の経済的な面が圧迫されるのではないかと考えています。新習志野公民館に対して管理者制度を導入するときも結果的に人件費を抑制するという科目があり実施していますが、このような画期的手法が続くのでしょうか。

早川主幹：私どもは「PFI」という手法の説明をするうえで、これがすべてではないと思います。現在、新習志野公民館でもモニタリングをやっておりますので、しっかりモニタリングをしてその制度がいいのかどうかしっかりやっていきたい。民間事業者に市の財政負担を押し付けるといことは考えていませんし、そのようにならないように事業者と対話をもちなが進めていきたいと考えています。

齋藤会長：ありがとうございます。

報告事項(2)と(3)は非公開となりますので、先にその他について

菊田公民館長 お願いします。

菊田公民館長：次回の会議の開催についてですが、社会教育委員会議等の兼ね合いもございますので、年内には第2回を開催したいと考えています。3回目は年度末に開催するということです。

齋藤会長：年内の予定で調整ということですね。

では、これより、非公開案件になりますので、傍聴の方は退席ください。

齋藤会長：では、報告事項を進めてまいります。

報告事項

(2)指定管理者制度導入経過及び今後について、

(3)新習志野公民館のモニタリング実施状況につて

菊田公民館長、妹川主幹より、一括して説明をお願いします。

菊田公民館長：指定管理者制度導入の経過について、復習も含めて説明、確認をさせていただきたいと思います。資料の「公民館への指定管理者制度導入の経過」を見ていただきたいと思います。

指定管理者制度、これは民間委託ということですが、施設の維持管理運営を民間委託するということ。今までは、法律で委託するということは財団法人しかできませんでした。その法律が変わり指定した民間業者にも委託ができるようになりました。そこをうけて、行政改革推進委員会というところで導入の話がでました。まず、生涯学習部としては、公民

館は指定管理者制度には馴染まないという意見を提出しました。生涯学習部の関係では、スポーツ施設が最初に指定管理者制度を導入しスポーツ振興協会が指定を受けて施設の運営・管理をしています。

その様な中で、公民館はどうかという話がありまして、これからの公民館のあり方と運営についてということで、公民館運営審議会のなかで諮問をしたということになります。それについての答申が「市直営」が望ましいが、「指定管理者制度の導入も検討」の答申が出されました。しかし公民館の方は踏み切ることができず、22年に図書館を先に指定管理者制度導入が始まり、公民館に関する指定管理者制度のことについては中断していました。

24年の第3回定例会一般質問の中で、公民館の指定管理者の導入に関する質問ができました。その中で導入の検討をする旨の答弁をしました。それを受け、25年の公民館運営審議会の中で再検討をさせてもらい議論が始まりました。

また、審議会の中で検討した結果、導入することもやぶさかでない。ただ選定に関しては「公募を前提とする」意見書が提出されたということです。25年の議会の中で質問があり、27年度から導入をする旨の答弁をしました。25年の9月以降公民館運営審議会では、先進市の視察や仕様書を見ていただき議論しながら仕様書を作成、26年7月に広報に募集を行い、26年12月議会で株式会社オーエンスに決定し、27年4月から指定管理者制度がスタートしたというのが、概ねの経過であります。

モニタリングの状況と今後については、絡みがありますので、今後の事については、最後にさせていただいて、モニタリングの実施状況について、妹川主幹の方から説明させていただきます。

妹川主幹: それでは、新習志野公民館のモニタリングの実施状況につきまして、順を追ってご説明します。お手元の資料をご覧ください。

まず、新習志野公民館は、平成27年4月より指定管理者制度を導入し、今年で2年目となります。指定管理期間は平成27年4月1日～平成30年3月31日の3年間となっております。

指定管理者は、株式会社オーエンスであり、公民館の管理運営と併せまして、新習志野図書館と西部連絡所の入る複合施設として、施設の維持管理につきましても指定管理としてお願いしています。

モニタリングにつきましては、まず、今年2月に、27年度における新習志野公民館の管理運営に対する自己評価について、指定管理者である株式会社オーエンスに対し依頼し、自己評価に取り掛かっていただきました。

3月には、28年度の事業計画書と収支予算書を提出していただき、内容を確認した上で、4月1日に、今年度の「年度協定書」の締結をいたしました。

4月20日には、27年度の事業報告書と新習志野公民館単体の収支計算書の提出があり、22日には自己評価表の提出がありました。

その自己評価表を受けまして、まず書面で、定められた評価項目と照らし合わせ、その評価が適正なものであったかどうかの確認をいたしました。

また、6月15日には、実際に従事する公民館長をはじめ指定管理者から、自己評価表の内容で不明な点を中心に、ヒアリングを実施してまいりました。

なお、評価の内容と結果につきましては、現在取りまとめている途中の段階でありますので、改めて機会を設けご説明をさせていただきますが、本日はヒアリングの概要につきまして、特に評価できるというものの、主なもの5点について、少しご紹介させていただきます。

#### ★地域に根ざす施設

まず、1点目といたしまして、地域に根ざした生涯学習の拠点として、館長自ら率先し、職員全員が、積極的に地域に関わり、堅実に運営に取り組んでいる様子が伺えました。

地域の架け橋として、また、きっかけづくりの一端を担うことを根底に置きながら、特に地域学習圏会議へ積極的に参加し、ふれあいまつり、いも煮会、かるた大会などの行事に、地域の一員として参加していることが確認できました。

また、地域の大学である千葉工業大学へ働きかけ、「千葉工大とサイエンスしよう」と題し、秋の祝日連休を利用し、新たな地域交流事業を企画し、子どもから高齢者まで(94人)多くの参加者があり、大盛況のうちに行事を終えていたことが分かりました。

#### ★新規事業

2点目としましては、新たな取り組みとして、指定管理者(オーエンス)が、他で指定管理している施設とコラボした事業を企画したことです。

1つは、千葉県国際水泳場で、「水の安全教室」を実施しています。またもう1つは、東金青年の家に「アウトドア体験講座」を実施し、青少年向け事業に新たに取り組んだことです。この2つの事業につきましては、今年度も引き続き実施する予定です。

#### ★広報活動

3点目としましては、可能な限り様々な媒体を活用し、広報活動を積極的に実施していることが確認できました。

まず、独自でホームページを立ち上げ、施設案内からイベント情報までを掲載していること。広報紙では、「広報ならしの」はもちろんですが、ならしの朝日、船橋よみうり、サンケイリビングなどの地元情報誌も活用し、講座やイベント情報を掲載しています。また、チラシは秋津・香澄の近隣地域だけでなく、新規開拓として、奏の杜地区でも地元の許可をもらい、掲示板に大人向け講座の案内を掲示し、実際に、奏の杜からの参加者があったようで、積極的にPR活動を進めていました。

#### ★施設整備

4点目は、施設整備、維持管理についてです。これは、指定管理者が得意とする分野です。

まず、床清掃については、ワックスをかける際、少し手間はかかりますが、よりきれいな仕上がりとなるよう、古いワックスを剥がす剥離清掃を実施してからワックスをぬっています。経費がかかるので、市では実施していなかった方法です。

また、駐車場の整備と駐車スペースの増設(92台⇒100台)を昨年度実施しています。今後の予定としましては、提案書に基づき、今年度は照明のLED化を実施。来年度に

は幼児室のリニューアルを予定しています。

#### ★人材育成

最後は、人材育成で、有資格者の育成を着実に進めているところです。

有資格者である社会教育主事は、昨年4月当初に1名。これは仕様書のとおり配置されてきました。昨年度中に、新たに1名が講習を受け、資格を取りました。また、今年度新たに2名が受講予定になっています。常勤職員全員が社会教育主事資格を取得することになる見込みです。

以上がヒアリングを行った際の概要となります。非常に前向きで、よく運営をしていただいているという感想を持ちました。

また、ヒアリングと同じ日に、指定管理者の会社全体の決算報告書の提出を受けております。それにつきましては、専門である税理士に依頼し、現在、会社全体の経営状況について分析を行ってもらっています。その結果につきましては、8月初旬に結果が出る予定となっており、評価の一つに加わります。

今後の予定としましては、経営状況の評価と合わせまして、平成27年度全体の評価を完成させ、9月に生涯学習部内の指定管理検討委員会で検討・確認したのち、10月頃を目途に評価結果をホームページに掲載したいと考えております。

齋藤会長：今の菊田公民館長及び妹川主幹の説明につきまして、指定管理者についての質問はありますか

佐藤委員：ヒアリングの結果を公運審に報告してくれるのはいつですか。

菊田公民館長：評価をするための指定管理者の検討委員会がありまして、委員会の中で評価表を作成しています。モニタリングにおける自己評価表等のヒアリングを踏まえ、公民館側で評価をして、検討委員会の方で確認、評価をしていきます。最終的な決定が出されましたら公表という形になりますので、次回の会議の中では報告をさせていただきたいと思います。11月頃になると思います。

佐藤委員：公運審は公表と同時に情報を知ることになるのですか。我々は市が検討して決定した結果だけを知ることなのですか。その過程に携わることができないのですか。何のために公運審が仕様書づくりに検討していたのか理由がわからない。

菊田公民館長：指定管理者の3年という契約の中で、試験的に導入したことを毎年評価するわけです。今後の指定管理については、この1年の評価を持って検討していかないと間に合わないのです。指定管理をやるかどうかの方向性を出した中で、指定管理をやるのであれば、評価を基に仕様書の見直しを行うわけです。

佐藤委員：評価の内容を知らずに、今後導入すると言っても想像できない。ある一定の資料に基づいて、質問や提案があったうえで、次回も導入しようとなるわけです。3年間の評価を出してほしいと言っているのではなく、1年目の評価をいつ出してくれるのですか。

大久保公民館長：先ほどのスケジュールでも話しましたが、年内に第2回の公民館運営審議会を開催する際に、評価について説明をして、年度末3月頃に開催する公民館運営審議会については、他の公民館の指定管理制度導入について話し合い、仕様書の見直しをし

ていただきたい。

佐藤委員：我々委員は道理を決めて、論議をしたのだから、公表する前に知る権利はあるとおもうのですが。

菊田公民館長：公表と同時に評価表を皆さんにお知らせすることは可能です。

評価は公運審では変えられませんが、それをふまえて今後どうしていくのか検討していきたいのです。

川村委員：評価の内容そのものは変えられなくてよいのですが、すくなくとも評価に対して次回オーエンスに関して適切かどうかという判断はさせてもらえないのでしょうか。

菊田公民館長：それを次回の公民館運営審議会の議題にしていきたいということです。もちろん事前にお配りする資料にそのことも入ってきます。

齋藤会長：公運審はオーエンスに対するモニタリングや質問をする場ではない。結局のところ、指定管理検討委員会で評価された内容の報告を受ける場であり、オーエンスが良いとか悪いとか続けてほしいとかほしくないとかを決められない。オーエンスが公募に手を挙げるかどうかはオーエンス側の意思だが、指定管理という概念の中で1年間オーエンスがやったことに対する評価・報告を受け、今後他の公民館の指定管理や仕様書について次回と3月の会議の中で話し合いをして、来年の7月予定の次期指定管理公募に関する仕様書に反映させる会議を私たちは行うという認識でよろしいですか。

川松委員のお話のとおり、次回の会議のときに来てすぐ読むとなると膨大な資料となるとおもいますので、早めの配布をお願いしたいと思います。

川村委員：オーエンスの専門性とはなんですか。

菊田公民館長：公民館は長年地方公共団体が運営をしていましたので、それを専門に行う民間業者はないのです。オーエンスは、ビルメンテナンス・整備が専門です。ただ指定管理業務という分野をつくりスポーツ施設で実績を挙げてきています。

川村委員：公民館を考えると、情報を扱う場所としてもうすこし違う分野(図書館等)の方が適任なのかと思いましたので。

菊田公民館長：一長一短ありまして、図書館の事業者ですと、図書に関してはたけていますけど、建物を管理する知識はありません。公民館の運営は建物管理も必要なのです。八千代の中央図書館は、オーエンスとTRC(図書館流通センター)が共同で会社を造りましたので、業者の中でも連携が取れるところだと思っています。

齋藤会長：私たちも指定管理が入るときに、株式会社が公民館を運営するのかと疑問に思ったり、世の中がどんどん変わってきている感じがします。

菊田公民館長：今後は、みなさんのご意見を聞き、参考にしながら検討しなければいけないと考えています。

部長：生涯学習部としては、各公民館に社会教育主事という専門職を置きたいのですが、習志野市は「社会教育主事」として職域を採用していません。職員全体の中でも社会教育主事というアドバイスや指導ができる人がかならず公民館に配属になるとは限らないのです。今、オーエンスでは1人だけだった社会教育主事を今年度2人にして、最終的には全員が社会教育主事の資格を取るということを考えているとおっしゃっていま

す。モニタリングの結果でも今まで習志野市が築いてきたものを、引継ぎつつ新しい事業をやっているということなので、高く評価できるものと思っています。今後、公共施設再生計画とも調整して、考えていかなければならないと考えております。

齋藤会長：ありがとうございました。何か質問などありますか。ないようでしたら、本日の議事はすべて終了になります。事務局の方で、何かありますか。

菊田公民館長：公民館に来館するときは、違う分野の視点を広げていただいて、公民館を見ていただきたいと思います。各公民館行事もありますのでその雰囲気味わっていただき、その中でいろいろなご意見をいただきたいと思います。

進 行： これをもちまして、平成28年度 第1回 習志野市公民館運営審議会を閉会いたします。